

平成30年5月1日開会
平成30年5月1日閉会
(臨時第2回)

うきは市議会会議録

うきは市議会

目 次

第1日（5月1日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局職員出席者	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	5
日程（第1号）	
仮議席の指定	5
選挙第1号	6
日程（第2号）	
会期の決定について	8
選挙第2号	8
決定第1号	10
会議録署名議員の指名	11
決定第2号	11
常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長の選任結果報告について	12
選挙第3号	12
選挙第4号	13
議案上程	14
市長の提案理由説明	14
議案第36号	16
議案第37号	21
議案第38号	23
議案第39号	27
議案第40号	30
議案第41号	31
閉会中の審査調査の申出について	31

閉 会	3 3
署 名	3 4

うきは市告示第 46 号

平成30年第 2 回うきは市議会臨時会を次のとおり招集する

平成30年 4 月 24 日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 平成30年 5 月 1 日 (火) 午前 9 時

2 場 所 うきは市議会議場

○開会日に応招した議員

佐藤 茂和君

組坂 公明君

佐藤 裕宣君

野鶴 修君

竹永 茂美君

岩淵 和明君

鑑水 英一君

熊懷 和明君

中野 義信君

佐藤 湛陽君

上野 恭子君

伊藤 善康君

江藤 芳光君

櫛川 正男君

○応招しなかった議員

平成30年 第2回(臨時)うきは市議会会議録(第1日)

平成30年5月1日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成30年5月1日 午前9時00分開会

日程第1 仮議席の指定

日程第2 選挙第1号 議長選挙について

議事日程(第2号)

日程第1 会期の決定について

日程第2 選挙第2号 副議長選挙について

日程第3 決定第1号 議席の指定について

日程第4 会議録署名議員の指名(1番 佐藤茂和議員 2番 組坂公明議員)

日程第5 決定第2号 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について

日程第6 常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長の選任結果報告について

日程第7 選挙第3号 久留米広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

日程第8 選挙第4号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について

日程第9 議案上程 (議案第36号から議案第41号まで 6件)

日程第10 市長の提案理由説明

日程第11 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度うきは市一般会計補正予算(第7号))

日程第12 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて(うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について)

日程第13 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて(うきは市税条例等の一部改正について)

日程第14 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて(うきは市国民健康保険税条例の一部改正について)

日程第15 議案第40号 浮羽老人ホーム組合議会議員の選出について

日程第16 議案第41号 監査委員の選任について

日程第17 閉会中の審査調査の申出について

議会運営に関する審査及び調査(議会運営委員会)

所管事務調査(総務産業常任委員会)

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）

日程第1 仮議席の指定

日程第2 選挙第1号 議長選挙について

議事日程（第2号）

日程第1 会期の決定について

日程第2 選挙第2号 副議長選挙について

日程第3 決定第1号 議席の指定について

日程第4 会議録署名議員の指名（1番 佐藤茂和議員 2番 組坂公明議員）

日程第5 決定第2号 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について

日程第6 常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長の選任結果報告について

日程第7 選挙第3号 久留米広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

日程第8 選挙第4号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について

日程第9 議案上程（議案第36号から議案第41号まで 6件）

日程第10 市長の提案理由説明

日程第11 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度うきは市一般会計補正予算（第7号））

日程第12 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について）

日程第13 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市税条例等の一部改正について）

日程第14 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市国民健康保険税条例の一部改正について）

日程第15 議案第40号 浮羽老人ホーム組合議会議員の選出について

日程第16 議案第41号 監査委員の選任について

日程第17 閉会中の審査調査の申出について

議会運営に関する審査及び調査（議会運営委員会）

所管事務調査（総務産業常任委員会）

所管事務調査（厚生文教常任委員会）

出席議員（14名）

1番	佐藤 茂和君	2番	組坂 公明君
3番	佐藤 裕宣君	4番	野鶴 修君
5番	竹永 茂美君	6番	岩淵 和明君
7番	鑑水 英一君	8番	熊懷 和明君
9番	中野 義信君	10番	佐藤 湛陽君
11番	上野 恭子君	12番	伊藤 善康君
13番	江藤 芳光君	14番	櫛川 正男君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	石井 良忠君	記録係長	浦 聖子君
記録係	伊藤 諒平君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	……………	高木 典雄君	副市長	……………	今村 一朗君
教育長	……………	麻生 秀喜君	市長公室長	……………	楠原 康成君
総務課長	……………	田竈 正規君	会計管理者	……………	田尻栄三郎君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長	……………				瀧内 教道君
企画財政課長	……………	中野昭一郎君	税務課長	……………	山崎 秀幸君
徴収対策室長	……………	白石 孝博君			
市民生活課長兼人権・同和対策室長	……………				松岡 美紀君
生涯学習課長	……………	井上 理恵君	監査委員事務局長	……………	樋口 秀吉君
保健課長	……………	原 廣正君	福祉事務所長	……………	梶原 康宏君
住環境建設課長	……………	江島 高治君			
農林振興課長兼農業委員会事務局長	……………				松尾 正和君

うきはブランド推進課長 …………… 樋口 一郎君
水資源対策室長 …… 瀧内 英敏君 学校教育課長 …………… 権藤 精二君
浮羽市民課長 …………… 園田 隆彦君 自動車学校長 …………… 高木 慎君
総務法制係長 …………… 宮崎 哲工君 財政係長 …………… 江藤 良隆君

午前9時00分開会

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

おはようございます。議会事務局長の石井でございます。

本日は、改選後の初めての議会でございます。

したがって、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、本日、出席議員の中で年長の議員が臨時議長の職務を行うことになっております。出席の議員の中で、佐藤湛陽議員が年長議員でございますので、御紹介を申し上げます。

佐藤湛陽議員、議長席へお願いいたします。

〔臨時議長 佐藤湛陽君議長席に着く〕

○臨時議長（佐藤 湛陽君） 改めておはようございます。どうかよろしく申し上げます。

ただいま、紹介を受けました佐藤湛陽でございます。地方自治法第107条の規定により、議長選挙が行われるまでの間、臨時議長の職務を務めさせていただきます。どうぞよろしく御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、これから平成30年第2回うきは市議会臨時会を直ちに開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1. 仮議席の指定

○臨時議長（佐藤 湛陽君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席と指定します。

それでは、ここで高木市長から臨時会招集の御挨拶をお願いします。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。

本日は大変お忙しい中、議会選挙後初の議会を招集させていただきました。後ほど提案理由説明の中で御説明をさせていただきますが、早々より種々の御提案がございます。議員の皆さまには、ぜひともよろしくお願いを申し上げます。

甚だ簡単でございますが、私の挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（佐藤 湛陽君） どうもありがとうございました。

ただいまから議会人事を行いますので、執行部は退席を願います。なお、執行部の方にお知らせします。議会人事の終了を午後2時頃に予定していますので、その時刻になりましたら、再度御出席をお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

〔執行部退席〕

午前9時05分休憩

.....
午前9時06分再開

日程第2. 選挙第1号

○臨時議長（佐藤 湛陽君） 再開をします。

日程第2、選挙第1号議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。

ここで、暫時休憩とします。局長。

○事務局長（石井 良忠君） 立候補者の所信表明を302会議室において行います。議員の皆さんは直ちに302会議室へお集まりください。

〔全議員移動〕

午前9時06分休憩

.....
午前9時22分再開

〔全議員入室〕

○臨時議長（佐藤 湛陽君） 再開します。議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（佐藤 湛陽君） 念のため申し上げますが、当選人は法定得票数を超えた最多得票者です。得票数が同じの場合は、くじで当選人を決定します。

ただいまの出席議員は14名です。投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（佐藤 湛陽君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（佐藤 湛陽君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（佐藤 湛陽君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。なお、他事記載並びに白票については無効とします。

ただいまから投票を行います。投票用紙には被選挙人氏名、苗字と名前を記載してください。それでは事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1 番	佐藤 茂和議員	2 番	組坂 公明議員
3 番	佐藤 裕宣議員	4 番	野鶴 修議員
5 番	竹永 茂美議員	6 番	岩淵 和明議員
7 番	鑑水 英一議員	8 番	熊懷 和明議員
9 番	中野 義信議員	1 1 番	上野 恭子議員
1 2 番	江藤 芳光議員	1 3 番	伊藤 善康議員
1 4 番	櫛川 正男議員	1 0 番	佐藤 湛陽議員

.....

○臨時議長（佐藤 湛陽君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（佐藤 湛陽君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

ただ今より、開票を行います。

開票立会人に仮議席番号 1 番、佐藤茂和議員、仮議席番号 2 番、組坂公明議員を指名します。

両議員は立会いをお願いします。

〔開票〕

○臨時議長（佐藤 湛陽君） 選挙の結果を報告します。

事務局長に報告をさせます。

○事務局長（石井 良忠君） 報告いたします。

投票総数 1 4 票。有効投票 1 2 票、無効投票 2 票。有効投票のうち伊藤善康議員 4 票、櫛川正男議員 8 票。

以上でございます。

○臨時議長（佐藤 湛陽君） 以上のとおりです。この選挙の法定得票数は 3 票です。公選法 9 5 条、有効投票総数の 4 分の 1 以上。したがって、最多得票の櫛川正男議員が議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（佐藤 湛陽君） ただいま議長に当選されました櫛川正男議員が議場におられますので、本席から当選の告知をします。

議長に当選されました櫛川正男議員に当選承諾及びあいさつを求めます。

櫛川正男議員、登壇願います。

○議員（仮議席 14番 櫛川 正男君） ただいま、議長に選任されました櫛川でございます。この職責の重さに身の引き締まる思いでいっぱいでございます。しっかり皆さまと色々な形で議論させていただいて、執行部と力を合わせてよりよいうきは市の活性化、発展、住みよいまちづくりのために、精いっぱい努力させていただきますので、ぜひ今後とも御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（佐藤 湛陽君） これをもちまして、私の職務は無事終了しましたので、議長交代します。櫛川議員、議長席に着席をお願いします。

どうもありがとうございました。

〔臨時議長退席・櫛川正男君議長席に着く〕

○議長（櫛川 正男君） それでは直ちに会議を開きます。

本日のこれからの議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1. 会期の決定について

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本市議会臨時会の会期は、本日5月1日の1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日5月1日の1日間と決定しました。

日程第2. 選挙第2号

○議長（櫛川 正男君） 日程第2、選挙第2号副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。ここで暫時休憩とします。

○事務局長（石井 良忠君） 立候補者の所信表明を302会議室において行います。議員の皆さんは直ちに302会議室のほうへお集まりください。

午前9時37分休憩

.....
午前9時48分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（櫛川 正男君） 念のため申し上げますが、当選人は法定得票数を超えた最多得票者です。

得票数が同じの場合は、くじで当選人を決定します。

ただいまの出席議員は、14名です。投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（櫛川 正男君） 確認します。投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（櫛川 正男君） 投票箱は異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。なお、他事記載並びに白票については無効といたします。

ただいまから投票を行います。投票用紙に被選挙人氏名、苗字と名前を記載して下さい。

それでは、事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので順番に投票をお願いします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1 番 佐藤 茂和議員	2 番 組坂 公明議員
3 番 佐藤 裕宣議員	4 番 野鶴 修議員
5 番 竹永 茂美議員	6 番 岩淵 和明議員
7 番 鑑水 英一議員	8 番 熊懷 和明議員
9 番 中野 義信議員	10 番 佐藤 湛陽議員
11 番 上野 恭子議員	12 番 江藤 芳光議員
13 番 伊藤 善康議員	14 番 櫛川 正男議員

.....

○議長（櫛川 正男君） 確認します。投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。開票立会人に仮議席番号1番、佐藤茂和議員、仮議席番号2番、組坂公明議員を指名いたします。

両議員は立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（櫛川 正男君） 選挙の結果を報告します。事務局長に報告させます。事務局長。

○事務局長（石井 良忠君） 報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票。有効投票のうち佐藤湛陽議員3票、江藤芳光議員11票。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 以上のとおり、この選挙の法定得票数は4票です。したがって最多得票の江藤芳光議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（櫛川 正男君） ただいま、副議長に当選されました江藤芳光議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。副議長に当選されました江藤芳光議員に当選承諾及びあいさつを求めます。江藤芳光議員、登壇を願います。

○議員（仮議席12番 江藤 芳光君） ただいま、告知をいただきまして副議長に当選させていただきました、江藤でございます。まずもって、多数の皆さんに御信任いただいたことをありがたく存じます。

先ほども所信で申し上げましたとおり、やはり皆と力を合わせて議会力のアップ、これが一番何といても命題だと思っております。その上で皆さんがひとつになってうきは市議会加えて、やはりなすべきことを対外的にもやっていくべきだろうと思っておりますので、議長としっかり協議をし、支えながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

本当にありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） それでは、ここで暫時休憩いたします。10時15分より再開いたします。

午前9時58分休憩

.....
午前10時15分再開

日程第3. 決定第1号

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

日程第3、決定第1号議席の指定を行います。

議席は、議長14番、副議長13番とし、その他の議員については議員の期ごとの年齢の若い順からの番号といたします。各議員の議席を事務局長に朗読させます。事務局長。

○事務局長（石井 良忠君） 議員の議席を次のとおり指定する。

1 番、佐藤茂和議員、2 番、組坂公明議員、3 番、佐藤裕宣議員、4 番、野鶴修議員、5 番、竹永茂美議員、6 番、岩淵和明議員、7 番、鐘水英一議員、8 番、熊懷和明議員、9 番、中野義信議員、10 番、佐藤湛陽議員、11 番、上野恭子議員、12 番、伊藤善康議員、13 番、江藤芳光議員、14 番、櫛川正男議員。

○議長（櫛川 正男君） ただいま朗読いたしましたとおりに議席を指定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。以上のとおり、今後の議席として指定をいたします。

日程第4. 会議録署名議員の指名

○議長（櫛川 正男君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、1 番、佐藤茂和議員、2 番、組坂公明議員を指名いたします。

日程第5. 決定第2号

○議長（櫛川 正男君） 日程第5、決定第2号常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

ここで暫時休憩とします。直ちに302会議室で全員協議会を開催いたしますので、お集まりをお願いします。

午前10時17分休憩

.....
〔各常任委員会、議会運営委員会、広報委員会の構成委員及び
各委員会の正副委員長決めを行うため休憩〕

午後1時00分

○議長（櫛川 正男君） 会議を再開します。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員の指名については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、委員名簿をお手元に配付しております。

ただいまから事務局長に朗読させます。事務局長。

○事務局長（石井 良忠君） 決定第2号、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について、うきは市議会委員会条例第7条第1項の規定により常任委員会委員及び議会運営委員会委員

を次のとおり指名する。平成30年5月1日。うきは市議会議長櫛川正男。

委員会名、定数、委員氏名の順に読ませていただきます。

総務産業常任委員会、定数7人。中野義信議員、鍮水英一議員、櫛川正男議員、伊藤善康議員、熊懷和明議員、野鶴修議員、組坂公明議員。

厚生文教常任委員会、定数7人。佐藤湛陽議員、岩淵和明議員、江藤芳光議員、上野恭子議員、竹永茂美議員、佐藤裕宣議員、佐藤茂和議員。

議会運営委員会、定数6人。鍮水英一議員、中野義信議員、熊懷和明議員、佐藤湛陽議員、岩淵和明議員、竹永茂美議員。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 朗読が終わりました。以上のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました各議員をそれぞれの常任委員会委員及び議会運営委員会委員に指名することに決しました。

日程第6．常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長の選任結果報告

○議長（櫛川 正男君） 日程第6、常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長の選任結果報告を行います。

常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会において、互選をしていただくことになっております。互選の結果を議長まで報告いただいておりますので、ただいまから事務局に朗読をさせます。事務局長。

○議会事務局長（石井 良忠君） 常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長の選任について、結果報告でございます。

うきは市議会委員会条例第8条第2項の規定により、常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長が次のとおり互選されたので報告する。平成30年5月1日。うきは市議会議長櫛川正男。

委員会名、委員長名、副委員長名の順に読ませていただきます。

総務産業常任委員会、中野義信議員、鍮水英一議員。厚生文教常任委員会、佐藤湛陽議員、岩淵和明議員。議会運営委員会、鍮水英一議員、岩淵和明議員。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 朗読が終わりました。以上のとおりです。

以上で、常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長の選任結果報告を終わります。

日程第7. 選挙第3号

○議長（櫛川 正男君） 日程第7、選挙第3号久留米広域市町村圏事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

本選挙については、久留米広域市町村圏事務組合から議員選出の依頼がありましたので、久留米広域市町村圏事務組合同規約第5条の規定により選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、選出の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決しました。

久留米広域市町村圏事務組合議会議員に、2番、組坂公明議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名をしました、組坂公明議員を久留米広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、組坂公明議員が久留米広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

当選人が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第8. 選挙第4号

○議長（櫛川 正男君） 日程第8、選挙第4号福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

本選挙につきましては、福岡県介護保険広域連合から議員選出の依頼がありましたので、福岡県介護保険広域連合同規約第8条の規定により選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、選出の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りします。指名の方法については、13番江藤芳光議員が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、江藤議員が指名することに決しました。13番、江藤議員。

○議員（**13番 江藤 芳光君**） ただいま議題となっております、福岡県介護保険広域連合の議会議員に、14番櫛川正男議員を指名いたします。

以上です。

○議長（**櫛川 正男君**） 諮りします。ただいま指名されました、櫛川正男議員を、福岡県介護保険広域連合議会の議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、櫛川正男議員が福岡県介護保険広域連合議会の議員に当選しました。

当選人が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

ここで暫時休憩とします。執行部が上がってこられますので、13時25分から再開します。

午後1時14分休憩

.....

午後1時29分再開

日程第9. 議案上程

○議長（**櫛川 正男君**） 休憩前に引き続き議会を再開します。

日程第9、議案の上程を行います。議案第36号から議案第41号までの6件を上程します。

日程第10. 市長の提案理由説明

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第10、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（**高木 典雄君**） 本日、第2回うきは市議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙中にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

本臨時議会は、市議会議員選挙後、初めての議会となります。再選されました議員の方々におかれましては、引き続き市政運営に対して御指導、御協力をいただきますようお願いするとともに、新たに当選された議員の方々におかれましては、新しい視点で市政運営に対する御指導、御

協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、少子高齢化や人口減少、さらには高度情報化、グローバル化や個人の価値観の多様ななどに伴い、今日の行政を取り巻く環境は大きく変化をしております。そのような中、今後のうきは市の活力ある地域づくりに向け厳しい財政状況の中ではありますが、第2次うきは市総合計画、うきは市ルネッサンス計画及びうきは市教育大綱等に位置づけられた事業の取り組みを通じて、総合教育の推進、子ども子育て支援、健康増進など重要な課題に取り組んでいるところであります。将来像であります、「うきはブランドを絆で結ぶしあわせ彩る うきは市」を目指して新しくなった議会との連携のもと議員の皆さまの御理解、御協力を賜りながら一丸となって、うきは市の活性化に向けて邁進していく所存でございますので、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

さて、本日提案しております議案は、予算案件1件、条例案件3件、人事案件1件となっております。なお、議案第36号から第39号までは、専決処分の承認を求めることについてであります。

議案第36号は、平成29年度うきは市一般会計補正予算（第7号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,019万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億2,289万3,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、自動車重量譲与税1,032万5,000円、自動車取得税交付金2,553万2,000円、地方交付税2億3,585万2,000円の増額補正と県補助金2億4,97万5,000円、基金繰入金1億5,000万円の減額補正をそれぞれ計上しております。

歳出は総務費では、総務管理費1億6,545万1,000円、予備費では69万6,000円の増額補正と、民生費では児童福祉費2億4,634万3,000円の減額補正をそれぞれ計上しております。

議案第37号は、うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。平成30年4月1日からの国民健康保険制度改革に伴い、うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正が必要となり、専決処分をいたしましたので議会の承認を求めるものでございます。

議案第38号は、うきは市税条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法等の一部改正に伴い、うきは市税条例等の一部改正が必要となり専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第39号は、うきは市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法等の一部改正に伴い、うきは市国民健康保険税条例の一部改正が必要となり専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第41号は、監査委員の選任についてであります。監査委員のうち、議員選出の監査委員

が平成30年4月30日で任期満了となりましたので、地方自治法第196条第1項の規定により、委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に改めて担当課長より御説明をいたします。いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

日程第11. 議案第36号

○議長（櫛川 正男君） 日程第11、議案第36号専決処分の承認を求めることについて（平成29年度うきは市一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 議案書のほうの7ページをお開き願います。

議案第36号、専決処分の承認を求めることについて。平成29年度うきは市一般会計補正予算（第7号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求める。平成30年5月1日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして8ページをお開き願います。

専決第2号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。平成29年度うきは市一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり定めること。平成30年3月30日。うきは市長高木典雄。

続きまして、別にお配りをしております、平成29年度うきは市補正予算、こちらのほうの1ページをお開き願います。

専決第2号、平成29年度うきは市一般会計補正予算（第7号）。

平成29年度うきは市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,019万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億2,289万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年3月30日。うきは市長高木典雄。

続きまして、6ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費補正。繰越明許費とは会計年度独立の原則の例外として、地方自治法第213条に基づき当該年度の歳出予算の一部を翌年度に繰り越して使用することができる予算でございます。

3款2項民間保育所運営費の保育所整備事業費補助金につきまして、3月の補正予算で2億4,634万3,000円を繰り越し明許費として計上いたしましたが、今回これを全額減額をさせていただくものでございます。当該補助金は浮羽町大石地区の認定こども園、遊林愛児園の園舎建て替えに伴うものであります。福岡県の補助決定を受け3月補正予算に予算を計上させていただき、全額を翌年度に繰り越すこととしておりました。しかし、入札を行ったものの応札者が不在で不調に終わり、平成29年度内に契約を締結することができなかつたものでございます。

そのため、これにかかる歳入歳出予算を全額減額したうえで、当該繰り越し明許費予算につきましても全額減額をさせていただくものになります。

なお、当該事業につきましては、改めまして平成30年度の県補助金の申請をした上で実施をすることにしておりまして、平成30年度の補正予算に計上をさせていただくことになると考えております。

続きまして、7ページをお開き願います。

第3表、地方債補正。変更分として公共事業等債1件を計上しております。限度額を640万円減額をして、8,300万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。詳細につきましては、歳入21款市債のところで説明をさせていただきたいと思っております。

次に、予算説明書の歳入について説明をいたします。13ページをお開き願います。13ページから20ページ及び22ページの各種譲与税交付金等につきましては、国又は県が徴収をいたしました税等に対しまして、法令に基づく配分率で市町村に交付をされるものでございます。

年間2回ないしは4回に分けて交付されておりまして、3月が最終交付月になりますので、額の確定に伴いまして補正を行うものでございます。

まず13ページ、2款1項1目地方揮発油譲与税は、462万6,000円の減額補正になります。14ページ、2款2項1目自動車重量譲与税は、1,032万5,000円の増額補正になります。15ページ、3款1項1目利子割交付金は、240万3,000円の増額補正になります。16ページ、4款1項1目配当割交付金は、108万4,000円の増額補正になります。17ページ、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金は、903万5,000円の増額補正になります。18ページ、6款1項1目地方消費税交付金は、383万4,000円の減額補正になります。19ページ、7款1項1目ゴルフ場利用税交付金は、63万6,000円の減額補正になります。20ページ、8款1項1目自動車取得税交付金は、2,553万2,000円の増額補正になります。21ページ、10款1項1目地方交付税は、特別交付税分が6億3,585万2,

000円で確定をしたことに伴いまして、2億3,585万2,000円を増額するものになります。22ページ、11款1項1目交通安全対策特別交付金は、40万7,000円の減額補正になります。23ページ、15款2項2目民生費県補助金は、2億497万5,000円の減額補正になります。繰越明許費の補正で説明をいたしました、遊林愛児園の園舎建て替えにかかる県補助金の減になります。24ページ、17款1項2目指定寄附金は、645万1,000円の増額補正になります。これは道の駅うきはを運営します、うきはの里株式会社からの寄付金になります。このほかに、加工場エアコンと冷凍庫分といたしまして、154万9,000円の現物寄付を受けておりますので、寄付金額の合計は800万円になっております。

25ページ、18款2項1目財政調整基金繰入金は、1億5,000万円の減額補正です。これによりまして、財源不足分を補うかたちでの予算計上しておりました財政調整基金からの繰入金につきましては、平成29年度はゼロ円、繰り入れなしということになっております。

26ページでございます。21款1項2目農林水産業債は、640万円の減額補正になります。県営農村振興総合整備事業の市負担金にかかる市債として予算を計上しておったものでございます。国と県との協議におきまして、事業費の一部について公共事業等債の対象とならず、その他の市債で借り入れする必要が生じてまいりました。しかしながら変更後の市債には、交付税による財源保障がないことから、これを一般財源に振り替えることとしたものでございます。

続きまして、27ページ歳出になります。

2款1項7目財政調整基金費は、1億6,545万1,000円の増額補正になります。そのうち公共施設等整備基金1億5,700万円は、今回の補正に伴います剰余金分を基金に積み立てるものになっております。次の、地域振興基金845万1,000円につきましては、そのうち645万1,000円が先ほど歳入で説明しました、うきはの里株式会社からの寄付金を基金に積み立てるものになります。残りの200万円につきましては、うきは藤波発電所の売電収入の一部を地域振興基金に積み立てるものになっております。

28ページ、3款2項5目民間保育所費、2億4,634万3,000円の減額補正になります。繰り越し明許費の補正で説明いたしました、遊林愛児園の園舎建て替えに係る保育所整備事業費補助金の減になってまいります。

29ページ、6款1項8目農地費、歳入の市債で説明しましたとおり、地方債から一般財源への財源組み替えになります。30ページ、14款1項1目予備費につきましては、69万6,000円を増額補正するものになります。

説明は以上になります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。10番、佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 6ページですかね。これの6ページ。先ほど29年度締結がで
きなかったため繰越明許費ということでございますが、28ページにも係っておるわけござい
ますが、関係あるわけでございますが、大きな理由はどうゆうふうな理由があったのか説明のほ
どお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 遊林愛児園の園舎建て替えに伴いましては、県の補助金を活用
するようにしております。29年度の県の補助金を活用するに当たっては、29年度内に施工業
者との契約をする必要がございました。この施工自体は、民間保育所が行うものですが、入札に
関しては適正な入札が行われるように市が代行して入札を行っております。一般競争入札、それ
から指名競争入札と2回の入札を行いました。応札者がおらず入札が不調に終わったというこ
とで、全額を落とさせていただくものになっております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。10番、佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 不調になった原因は何ですかということを知りたい。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 主に予定価格の不足ということでございます。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） お尋ねします。22ページ、交通安全特別対策特別交付金。

今回40万7,000円が減額になっておりますが、その理由と、これは例年このくらいの金
額なのかわかりませんので教えていただきたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 22ページの交通安全対策特別交付金でございます。この交付
金につきましては、道路照明灯、カーブミラーなどの道路交通安全施設の設置や管理に必要な経
費に充てるために、道路交通法に定める反則金を財源として国が市に対して交付をするものにな
っております。

今回も額の確定に伴いまして40万7,000円を減額したところでございます。近年の実績
といたしましては、28年度が610万円ほど、27年度が640万円ほどということになります
ので、年々少しずつ減少している状況があらうかと判断しております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 再質問ですが、そういう交通安全対策を取ればこの金額は増える
というふうに考えてよろしいのでしょうか。それとも人口割とか児童数とかそういうことで決定

されているものなののでしょうか。教えていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 先ほども申し上げましたように、道路交通法に定める反則金を財源としており、それをもとに国が市に対して一定の配分率で配分しておるといいますので、市の判断によって増減額が増えるというようなものではないというものになっております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 先ほどの遊林愛児園、入札が2回不調に終わるとということで、全額県に返還するということですが、これ今年度もやるということでしょう。ちゅうこつは原因は予定価格が低すぎたということですが、これは多分コンサルかなんかに出して予定価格は提示しとると思いますが、どのぐらいの開きがあったかちゅうこつまでわかりますか。業者の言い分ちゅうか。2回不調に終わったちゅうこつはかなりの開きがあったのではないかと思います。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 県に返還するというような御質問がありましたけども、まだ補助金はいただいておりませんので、予算計上しておった補助金を減額するというだけで補助金の移動というのはございません。予算上ということになります。

それから、予定価格等の開きにつきましては、入札が不調が終わっておりますのでそういった詳しい金額は把握ができないところではございますが、業者側の意見としましてはなかなかこの金額では難しいというようなお話を聞いたところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） ということは、ことしまたやるということなら、かなり上積みさせないかんちゅうこつですかね。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） この事業は先ほども申し上げましたように、遊林愛児園を運営します遊林福祉会の民間事業者の事業でありまして、その設計についても民間事業者が民間の事業者と契約をして行っておるといふようなところでございます。

今回このような結果になったことを受けまして、その設計の見直しを行っていただくように私たちはお願いをしておるところです。ですので、可能な規模の縮小で金額を抑えるのか、あるいは金額を見直した上で自己負担分を増やしていただくのか。その辺は遊林福祉会さんのほうが御検討をされるものだというふうに思っております。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第36号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は承認することに決しました。

日程第12. 議案第37号

○議長（櫛川 正男君） 日程第12、議案第37号専決処分の承認を求めることについて（うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 市民生活課長、松岡です。よろしくお願いいたします。

まず、議案書の9ページをお願いいたします。

議案第37号、専決処分の承認を求めることについて。うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求め。平成30年5月1日提出。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。

専決第3号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正すること。平成30年3月31日。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。新旧対照表は2ページをご参照ください。

改正の内容といたしまして、うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、別表中、2ページ一番下になります。「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めます。改正の理由といたしまして、平成30年3月議会におきまして、議案第34号うきは市国民健康保険条例の一部を改正する条例について可決をいただいておりますが、これは国民健康保険法施行令第3条の改正に伴い、国民健康保険運営協議会が国民健康保険事業の運営に関する協議会に名称変更されたことも含め、条例改正を行ったものがあります。

今回の議案につきましては、協議会の名称変更に伴うものでありながら、先の議会において上程しておりませんでしたので、改正条例の施行日が平成30年4月1日であることを踏まえ、本条例中の国民健康保険運営協議会を国民健康保険事業の運営に関する協議会に名称変更を行うことについて、専決処分にて対応させていただいたものでございます。

御承認をよろしくお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 確認させてください。きょう議案が配布されて事前に確認することが、そのいとまがございましたので、今課長のほうから説明で3月議会で制度改正、県のほうに関する説明がありました。それで今の説明では、その時にはこの改正は当然関係する条例はすべきだったんだけど、その時は法律の関係でまだ規則の改正によってこの名称が出てきたという説明でしたですね。これは3月議会で漏れとったということじゃなくして、この専決で4月1日施行ということになりますが、規則の改正によってということで確認ですよ。今一度その辺は3月議会ではこの改正をできなかったんだということでもいいですね。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 本来は同時に提案をすべきものでございました。こちらのほうで失念をしておりましたので、このようなことになってしまいました。今後はこのようなことがないように留意をいたしたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第37号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決ま

した。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は承認することに決しました。

日程第13. 議案第38号

○議長（櫛川 正男君） 日程第13、議案第38号専決処分の承認を求めることについて（うきは市税条例等の一部改正について）を議題とします。

説明を求めます。税務課長。

○税務課長（山崎 秀幸君） 税務課の山崎でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

お手元議案書の12ページをお開きください。

専決処分の承認を求めることについて。うきは市税条例等の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求める。平成30年5月1日提出。うきは市長高木典雄。

次の13ページをお開きください。専決第4号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。うきは市税条例等の一部を別紙のとおり改正すること。平成30年3月31日。うきは市長高木典雄。

今回地方自治法179条第1項の規定により、平成30年3月31日付で専決処分させていただきました。同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。本件は、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日付で交付され、同年4月1日から施行されたことに伴い、うきは市税条例について準則に添った所要の改正を行ったものでございます。

議案書14ページ、うきは市税条例等の一部を改正する条例について、主に新旧対照表、それと別途お配りしております、改正の概要の一枚ものの資料です。これを使って説明をさせていただきます。

まず、新旧対照表11ページ、内容的には12ページになりますけれども、概要では1番の個人住民税関係でございます。今回働き方の多様化を踏まえ特定の働き方だけでなく、さまざまな形で働く人を応援し、働き方改革を後押しする観点から給与所得控除、公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振り替えるという所得税法等の改正が行われました。これは

特定の収入にのみ適用されます、給与所得控除、公的年金等控除の控除額を一律10万引き下げ、どのような所得でも適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げるというのですが、収入金額が変わらなくても、給与所得者や年金生活者の所得が10万円高くなってしまふことからそれを是正するために必要な改正を行うものでございます。

第24条では、障害者、未成年者、寡婦などの個人住民税の非課税の所得の限度額を125万円から135万に10万円引き上げるというものでございます。

同じく同条第2項では、個人住民税の均等割りの非課税限度額を10万円引き上げるというものでございます。関連しますのでページ飛びますが、新旧の26ページの附則第5条では、個人住民税の今度は所得割のほうの非課税限度額を先ほど同様に10万円引き上げるというものでございます。

戻りまして12ページ、第34の2。こちらでは基礎控除に所得要件、合計所得金額2,500万円以下という所得要件を今回設けるというものでございます。合わせて地方税法の改正で現行一律33万円であった基礎控除額を所得に応じて概要のほうに資料ありますけども、所得に応じて基礎控除額に差をつけるということでございます。2,500万円を超えると基礎控除が受け入れられなくなるということでございます。

同じく34条の6、こちらは調整控除のほうのこちらに所得要件を設けるというもので、こちら前年の合計所得金額2,500万円以下という所得要件を設けるものでございます。

以上の個人住民税関係は平成33年度分の個人住民税から適用となるものでございます。

次に、地方税の電子化でございます。新旧対照表の18ページ、概要のほうでは4番のほうに飛びますが、そちらになります。

第48条第10項の関係です。平成31年10月1日から共通電子納税システム、いわゆる共同収納が導入を予定をされております。そういった環境整備を図った上で、平成32年4月1日から資本金1億円を超える大法人に対して法人住民税、市税については法人住民税だけになりますけど、あと県税でいけば法人事業税、国税でいけば地方消費税これを電子申告の義務化をするというものでございます。

次に固定資産税の関係でございます。新旧でいきますと31ページ、概要では2番になります。31ページの附則第11条の2、それから32ページ附則第12条、34ページ附則第13条にかけて、固定資産税土地の評価がえに際して現行の負担調整を3年間延長するというものでございます。現行の仕組みをそのまま延長するという内容でございます。

最後に、たばこ税の見直し関係でございます。こちらはちょっと複雑になっておりまして、大きく2点の改正がございます。一つはたばこ税の税率引き上げでございます、新旧でいけばページが飛びますが24ページと37ページ、39ページと分かれておりますけど、条文でいけ

ば第95条になります。国と地方合わせて一本当たり1円ずつ、平成30年10月1日から、市町村たばこ税を現行の1,000本当たり5,262円から6,552円まで3段階で引き上げを行うものでございます。これによりまして国と地方全部合わせまして一箱あたり60円の引き上げとなる予定でございます。

次に加熱式たばこ、現在よくお店で出ておりますiQOSとかgloとかいうたばこのことでございますけども、こういった加熱式たばこの課税方式の見直しでございます。新旧ではちょっと戻りますけども21ページ、92条となります。

内容は、喫煙用の製造たばこの区分に加熱式たばこの区分を設けるというものでございます。条文自体は新設した形になっておりますけども、もともとの区分に加熱式たばこの区分を設けるということでございます。同じく93条の2は、加熱式たばこを製造たばこことみなす規定を新設するものでございます。

22ページ、第94条については加熱式たばこの課税方法を重量1グラムごとに紙巻きたばこ1本に換算するという方法から、重量と価格を紙巻きたばこの本数に換算する方式へ変更するもので、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行していくものでございます。

これについては、加熱式たばこの税率が一般のたばこに比べて低いということで、いろいろ御指摘等もいただいて、国のほうで検討して今回見直しを図るというものでございます。

議案書では22ページ、新旧対照表は36ページの第2条から40ページの第5条までで先ほど言いました分の年度ごとの改正を規定しております。後で御参照ください。

それから議案書23ページ、第6条の関係でございます。こちらは平成27年度の条例改正で税率が低く抑えられていました、3級品たばこ。具体的には、わかばとかエコーとかしんせいといった昔懐かしい名前のたばこでございますが、こちらのたばこ税を段階的に引き上げて平成31年4月1日に一般のたばこの水準に引き上げるという予定でございましたが、今回たばこ税のほうがまた引き上げになりましたので、半年間延期して平成31年10月1日に一般のたばこに追いつくように改正を行うものでございます。

主な改正点は以上でございますが、このほか法律等の改正に伴い所要の規定の整備等を行っております。議案書23ページから附則で施行期日、各税ごとの経過措置等を規定しております。

以上御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） お尋ねいたします。確認ということになるとは思いますけど、今回個人住民税関係のところ平成33年1月1日施行ということになるとは思いますけど、この基礎

控除10万円上がって、そのかわり非課税の金額が上がるということになります。その辺の影響度合いというのは現行でどういうふうに見通されているのかをお尋ねしたいと思います。具体的に数字があったら後でもいいです、資料があればそういったもので提示していただいてもいいですけれども、分かる範囲でお答えいただければと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 山崎税務課長。

○税務課長（山崎 秀幸君） 今の分はですね、給与と年金のほう控除が10万円下がるということで結果的には所得が10万円高くなるようになりますので、その方たちの税負担が増えないように基礎控除も合わせて10万円と、先ほど言いました、障がい者等の非課税の限度額なり、個人住民税、均等割とか所得割の限度額、こちらも合わせて10万円上げるということでございます。

具体的に金額の試算までは独自にやっておりますけれども、国のほうが試算をしている部分がありますので、そちらの資料でよろしければ後で提出したいと思いますけれども。独自には出しておりません。

○議長（櫛川 正男君） 6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） ということはちょっとそういう意味で確認なんですけど、今まで非課税世帯のところを外れるということが、現実に起こりうるものかどうかを改めて確認したいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 山崎税務課長。

○税務課長（山崎 秀幸君） この分で引き上げますので、基本的には外れるということはないかと思いますが、今までと同じですね。全体的に10万円の所得の水準が上がりますので、その分を逆に基礎控除なり全体を引き上げるということで、これには載せておりませんが、配偶者の扶養の要件とかも10万円ずつ地方税法と所得税法のほうで引き上げがされております。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 13番です。

岩淵議員と重複するんですが、まずきょう初めて皆さんこれだけの条例を解説するなんてとても誰でもできないと思います。これは、国の法律が変わって専決処分せざるを得ないという状況も理解しております。そこでですね、今岩淵議員からありました、これは数値的なものの検証は無理だということで国の資料云々ということでありましたが、ただうきは市の市税としてですね、これが増えるのか減るのか、その辺ぐらいのところはつかんでの条例の改正になると思いますからね。ただもう国の法律が変わったら、そのまま条例を例によって条例をつくったという話じゃないと思うんですよ。内容が正直解説もできませんもんですから、これによってうきは市の税収

が若干でも増えるのか減るのか、ここは皆さん聞きたいと思いますので、そこを明らかにしてください。

それとたばこ税ですけれども、報道ではこの改正は概念的には承知をいたしておりました。片やたばこはどんどんやめなさいという話の裏腹で、小刻みに上げていくから、なおこの税収期待の透けて見えるんですけど、資料の（２）で重量と価格を紙巻きたばこの本数に換算する方式というのを、さっきちょっと説明あってましたけども、これ理解してますか。私たばこ吸うものでやめる努力はして、どかんと上げていただいたほうが正直良かったんですけど。これはなかなか吸う人にとってはやめるきっかけにはなかなかなりにくいとは思うんですが、その２点だけお答えをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 山崎税務課長。

○税務課長（山崎 秀幸君） まず住民税関係の税収の見込みですけれども、国のほうが出してある資料でいきますと、わずかながら増収を見込んでいるところです。というのがきょうの資料にはのせておりませんが、所得税法の改正でそれこそ給与所得控除の高所得者といいますか、高収入者のほうは給与所得控除が引き下げられておりますので、その分とかで若干の増収になるという部分を国のほうでは見込んでいるようでございます。

それから、たばこの見直しの部分ですけれども、口頭で申し上げてもいいんですけど、私もなかなかですね、口頭でうまく伝えきれませんので（「後で教えてください」と呼ぶ者あり）後で資料を出したいと思います。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第３８号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３８号は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３８号は承認することに決し

ました。

日程第14、議案第39号

○議長（櫛川 正男君） 日程第14、議案第39号専決処分の承認を求めることについて（うきは市国民健康保険税条例の一部改正について）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 議案書の32ページをお願いいたします。

議案第39号、専決処分の承認を求めることについて。うきは市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求めます。平成30年5月1日提出。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。

専決第5号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。うきは市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正すること。平成30年3月31日。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。こちらの改正の理由といたしまして、平成30年3月31日の地方税法施行令の一部改正に伴い、うきは市国民健康保険税条例の一部について改正する専決処分をさせていただいたものでございます。

新旧対照表の、45ページをお開きください。

改正の内容といたしまして3点ございます。

まず1点目です。新旧対照表は上段部分になります。国民健康保険税の基礎課税額——医療分になります——の限度額について54万円を58万円に改正をいたしました。

2点目でございます。同じく下段部分になります。低所得者に対し国民健康保険税均等割、平等割の軽減を行う際の所得判定基準について、5割軽減については、被保険者数に乗ずる金額を27万円から27万5,000円に、2割軽減については被保険者数に乗ずる金額を、49万円から50万円に改正をいたしました。

3点目でございます。こちらは新旧対照表は46ページになります。特例対象者が課税の特例を受ける際の提出書類の省略が可能となるよう、文言を改正いたしました。施行日につきましては、平成30年4月1日からということです。

以上、御報告をさせていただきます。御承認をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 改めてお尋ねしますが、今回国民健康保険税改正ということで、最高限度額が変わるといことになると思うんですけれども、現行の4月1日以前と以降によってそれぞれの限度額に係る世帯とはどういうふうに変化したのかをお尋ねしたいということと、軽減基準額それぞれ2割、5割まだあると思うんですけれど、改めてその世帯数についてどういうふうに変化が起きているかを確認したいということ、それが1点と、関連になりますけれど、先ほど運営協議会が名称変わったということでありまして、改めて今の税の体系の中で4月1日から県単位化ということになっているわけですが、昨年審査の中のところで、運営協議会のところから出てきたと思うんです。資産割関係のところ、課題として残っているというふうに聞いているんですけれども、ことしのそれに関する運営協議会についてどういうふうに予定されているのか、関連ということでお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） まず1点目の最高限度額が変更引き上げになることについての影響と、2割、5割、7割軽減の分の影響に関してということなんですけれども、平成30年の所得につきましては、まだ確定がされておられません。ですので所得の確定ができていないために30年については把握ができておりませんが、医療分につきましては4万限度額を引き上げるといこと、わずかながら影響が出てくる部分はあると思います。

あと2割、5割、7割の軽減につきましては世帯数ということですが、先ほど申し上げたとおり30年につきましては、確定ができておりませんので確認ができておりませんが、29年度におきましては5割軽減世帯が758世帯、2割軽減世帯が594世帯、7割軽減世帯数が1,420世帯ということになります。

もう1点でございます。資産割についての運営協議会での今後の課題ということですが、資産割につきましては30年度、31年度の国保財政の運営状況を見て検討をしていくといこと、回答を得ております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 30年当然わからないということですが、改めてお尋ねしますが、今国保の29年度ベースでいうと加入世帯はいくつあるのかを、ちょっとベースになるのでお尋ねしたいということと、先ほど言った29年度のレベルでいえば最高限度額のところにあたる世帯数がどのくらいあったか改めて再確認したいと思います。

それが1点と、今運営に関する協議会ということについては、そういった課題を2年間にかけてやるということ、ことし具体的に計画、何回会議を行う予定とかというのは立てておられないということでしょうか。ちょっと確認だけしておきます。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） まず国保世帯の全体的な世帯数ということでございますが、こちらが4,600世帯でございます。限度超過者ということになりますので、こちらのほうの世帯数としては、179世帯でございます。

運営協議会の今後のスケジュールということでございましたが、現在のところまだ決定ができておりません。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第39号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は承認することに決しました。

日程第15、議案第40号

○議長（櫛川 正男君） 日程第15、議案第40号浮羽老人ホーム組合議会議員の選出についてを議題といたします。

お諮りします。浮羽老人ホーム組合議会議員の選出については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決しました。

浮羽老人ホーム組合議会議員に14番、櫛川正男議員、13番、江藤芳光議員、11番、上野恭子議員、5番、竹永茂美議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました4名の議員を、浮羽老人ホーム組合議会議員として選出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました4名の議員を浮羽老人ホーム組合議会議員に選出することに決しました。

日程第16. 議案第41号

○議長（櫛川 正男君） 日程第16、議案第41号監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当いたしますので、11番、上野議員の退席を求めます。

〔上野恭子君 退席〕

○議長（櫛川 正男君） 説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 監査委員の選任でございますが、うきは市監査委員に上野恭子氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、生年月日、職業につきましては記載のとおりでございます。

御同意を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第41号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は同意することに決しました。

11番、上野議員の着席をお願いいたします。

[上野恭子君 着席]

日程第17. 閉会中の審査調査の申出について

○議長（**榎川 正男君**） 日程第17、閉会中の審査・調査の申出についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員会、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会から、お手元に配付のとおりそれぞれ閉会中の審査・調査の申出がっております。これを許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（**榎川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の審査調査とすることに決しました。

○議長（**榎川 正男君**） 以上ですべての議案の審議が終了しました。ここで、市長からあいさつの申し出がっておりますのでこれを許します。高木市長

○市長（**高木 典雄君**） 議長のお許しをいただきましたので、平成30年第2回うきは市議会臨時会閉会に当たりまして、一言お礼と御挨拶を申し上げます。

本日は、選挙後早々の議会招集ということで、議員の皆さま方におかれましては大変御面倒をおかけいたしました。

慎重なる御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。

おかげをもちまして、全ての議案御承認等賜り、厚くお礼を申し上げます。御審議の際いただきました御意見、御提言につきましては、十分これを尊重検討いたしまして、今後の市政運営にあたり心して努めたいと存じます。

新年度に入り1ヶ月が経過したところでありますが、改めまして議員の皆さまと同様に新たな気持ちで緊張感を持って行政運営に邁進したい所存であります。議員の皆さまにおかれましては、今後とも御指導、御鞭撻を賜りたいと存じます。

5月になりますと、あす2日には五庄屋追遠会、3日から小さな美術館めぐり、一の瀬焼春の陶器祭りなどさまざまな行事を開催することとしており、うきは市においても大変なにぎわいが期待されているところであります。

議員の皆さまにおかれましても、御多忙のことと存じますが、何とぞ御健勝で市政発展のため御尽力いただきますよう心から念願し、閉会に当たりましての御挨拶とお礼の言葉とさせていただきます。

本日はどうも御苦勞様でした。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） 報告します。6月定例会の開会日は、6月15日金曜日開会予定として
おりますので報告をいたします。

これをもちまして、平成30年第2回うきは市議会臨時会を閉会します。

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後2時43分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

臨時議長

議 長

署名議員

署名議員